

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更後の対応について

基本的感染症対策	現在の対応	5類移行後の対応
マスクの着用 庁舎内（事務・ 窓口等） 会議 イベント時等	個人の判断で着用（ただし、職員は原則として着用）	着用は個人の判断に委ねることを基本とする ただし、当該感染症が流行している場合、重症化リスクの高い方が参加する会議やイベント等では、状況に応じてマスクの着用を推奨
換気	定期的を実施	一律に求めることはしないが、引き続き有効とする 当該感染症が流行している場合等は定期的を実施
手洗い等の手指衛生	庁舎への入館時や会議室への入室時に実施	一律に求めることはしないが、引き続き有効とする 当該感染症が流行している場合等は定期的を実施
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	会議やイベント時に実施	一律に求めることはしないが、流行期において有効とする 避けられない場合はマスク着用を推奨

※会議やイベント等は通常通りの開催を予定。